

茂原市民間提案制度運用指針

令和6年10月



茂原市

MOBARA CITY

目次

1. 本指針の趣旨	2
2. 民間提案制度の概要.....	2
3. 事業の概要.....	2
4. 提案の募集.....	4
5. 提案内容等.....	5
6. 審査及び交渉権者の選定	6
7. 審査結果の通知	6
8. 提案審査会.....	7
9. 協定締結・詳細協議.....	7
10. 契約締結・事業実施	7
11. その他.....	8

1. 本指針の趣旨

公共施設の老朽化に伴う公共施設マネジメントの取り組みが定着しつつある中で、本市において施設の新設や更新、また、維持管理について民間の資金やノウハウ等を活用する公民連携（PPP）の必要性が増えています。背景には、人口減少及び少子高齢化により社会情勢が大きく変化し、税収等の財源確保が厳しさを増す中、従来のコスト削減による手法だけでは公共サービスを維持していくことが困難な状況にあります。

また、AI、IoTなどのテクノロジーが著しく進展する社会で、多様化、高度化する住民ニーズに対応し、必要な公共サービスを提供していくためには、単に公共施設の老朽化に対応するのではなく、公共サービス自体のあり方を見直し、公共施設の利活用、運営面に関する民間事業者との対話・連携を強化し、次世代に繋げる持続可能なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

そのため、市が所有する土地も含めた公共施設等の利活用だけでなく、公共サービスの向上や業務効率化、財政負担の軽減、地域課題の解決に資する民間事業者からの提案を受け付けて、その内容を知的財産として扱い、事業化を図るための制度（以下「民間提案制度」という。）を導入することとしました。

民間事業者の創意工夫を発揮する余地を拡大し、官民連携体制を明確化し、実効性のある民間提案制度を実施するうえで必要な事項をこの「茂原市民間提案制度運用指針」（以下「運用指針」という。）に定めるものです。

2. 民間提案制度の概要

民間提案制度とは、茂原市が所有する財産や公共サービスに対し、民間事業者のもつ経営的かつ戦略的視点で既存の公共サービスを見直し、アイデアやノウハウを生かした新たな価値を生み出す提案を求め、民間事業者との対話と協議を行ったのちに、事業化を図るものです。

本市と民間事業者のそれぞれの方向性が一致し、目標が共有され、オープンイノベーションによる新たな価値が創造されることで、公共サービスの向上につながる事が重要となります。

また、提案にあたっては、原則、新たな市の財政負担が生じないことが前提となります。

民間事業者からご提案いただいた内容は知的財産として、その情報及び内容を保護するとともに、本市との協議ののち、事業化が決定された場合には、提案事業者との随意契約を前提として取り扱います。

ただし、事業化が決定した場合であっても、予算、議会の議決又は承認が必要なものについては、可決又は承認が得られない場合、事業は実施されませんのでご留意ください。

3. 事業の概要

本制度の流れは、(1) 募集要項の公表、(2) 事前面談及び現地見学会の実施、(3) 提案書

類の受付、(4)審査及び交渉権者の選定、(5)審査結果の通知、(6)協定締結・詳細協議、(7)契約締結・事業実施で構成されます。

(1)募集要項の公表

本市が提案を求める対象施設やテーマ、募集期間などその他必要な事項を定めた募集要項は、本市ウェブサイトで公表します。

(2)事前面談及び現地見学会の実施

提案書類作成のための事前面談を受け付けます。本制度は本市と民間事業者が対話を通じて相互理解を深め、目標が共有されることが重要になりますので、提案前に必ず事前面談を行うようにしてください。提案内容の検討にあたり、現地見学を希望する場合はご連絡願います。

(3)提案書類の受付

事前面談の内容を踏まえ、提出された提案書類の受け付けを行います。

(4)審査及び交渉権者の選定

①資格審査

提出書類に基づき、民間事業者の資格要件等を確認し、参加資格の審査を行います。

②提案審査

参加資格を満たした民間事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案審査会において提案内容を審査します。

提案内容の審査及び採否の検討を行い、公共施設マネジメントや公共サービスの向上に繋がると期待できる提案を協議対象提案とし、当該民間事業者を交渉権者として選定します。

(5)審査結果の通知

提案を行った民間事業者には、結果を文書で通知するとともに市ウェブサイトに公表します。

(6)協定締結・詳細協議

本市と交渉権者は、提案事業の事業化に向けた条件等について詳細な協議を行うとともに、双方の義務等を定めた協定を締結します。

(7)契約締結・事業実施

協定に基づく詳細協議の結果、協議が合意に至った場合は、本市と随意契約を締結し

ます。

ただし、本市議会の議決が必要な事業については、市議会の議決後、予算措置が必要な事業については、予算措置後に契約を締結します。

契約締結後、交渉権者は契約者となり、契約内容に基づき、事業者として提案事業を実施します。

4. 提案の募集

(1)提案の募集方法

民間事業者は、別途定める募集要項に基づき、提案書類を作成する必要があります。

(2)募集期間

公平性・透明性を担保するため、募集期間は3か月程度設けることとします。また、同一年度内に複数回の募集を行うことがあります。

(3)民間事業者の参加資格要件

提案に参加する民間事業者は、提案内容を実行できる意思と能力（資力・ノウハウ等）を有する法人（営利法人・非営利法人等）又は個人事業主とします。

民間事業者の構成は、単独又は共同事業者（複数の民間事業者の共同体）とし、共同事業者として応募する場合は、参加表明時に代表事業者を定めるとともに、構成する事業者のそれぞれの役割や分担を明示してください。

また、民間事業者は、本市との協議、調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

なお、民間事業者は次の要件のすべてを満たす必要があります。なお、共同事業者による応募については代表事業者を含めたすべての構成員が満たす必要があります。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ②「茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領」に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと。
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- ⑤破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをしていないこと。
- ⑥電子交換所による取引停止処分を受けているものでないこと。又は提案書類提出の日から6か月以内に手形又は小切手の不渡り事故を出していないこと。

- ⑦電子債権記録機関による取引停止処分を受けている者でないこと。又は提案書類提出の日から6か月以内に支払不能を出していないこと。
- ⑧直近3か年分の法人税、消費税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ⑨民間事業者又はその役員が、茂原市暴力団排除条例（平成24年茂原市条例第1号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等でないこと、並びに暴力団経営支配法人でないこと。又は民間事業者又はその役員が暴力団、暴力団員又は暴力団員等並びに暴力団経営支配法人等と密接な関係を有しないこと。
- ⑩民間事業者又はその役員が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する観察処分の対象となっている団体、その団体の役職員又は構成員でないこと。又は民間事業者又はその役員が当該団体、その団体の役職員又は構成員と密接な関係を有しないこと。
- ⑪民間事業者又はその役員が、破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する破壊的団体、その団体の役職員又は構成員でないこと。又は民間事業者又はその役員が当該団体、その団体の役職員又は構成員と密接な関係を有しないこと。
- ⑫政治活動又は宗教活動を主たる目的としている者でないこと。

(4)留意事項

- ①提案に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て民間事業者の負担とします。
- ②提出書類の著作権は民間事業者に帰属しますが、提出書類は原則返却しません。
- ③提出書類については、資格審査及び提案審査以外の目的で使用せず、事前に民間事業者の書面による承諾を得ることなく、他のいかなる目的にも使用しません。
- ④提案にあたり、民間事業者は関係法令を遵守し、提案に含まれる第三者の知的財産侵害を理由とする紛争が生じた場合、民間事業者は自己の費用と責任でこれを解決し、市に生じた一切の損害を賠償するものとします。
- ⑤その他提案に関し必要な事項は、別途公表する募集要項に定めます。
- ⑥提案書類に虚偽の記載があった場合、又は審査の公平性に影響を与える行為が認められた場合には、失格とします。

5. 提案内容等

(1)提案内容

提案内容は、公共サービスの向上や地域経済の活性化、本市の財政負担の軽減など持続可能な自治体経営に資するものとし、次のいずれかの要件に該当するものとします。

- ①本市の保有・管理する公共施設及び未利用施設（土地も含む。）の利活用に関する提案
- ②公共施設マネジメントの推進に関する提案
- ③市の新たな財政負担又は維持管理費の増加が生じない提案。ただし提案事業を実施

することにより、本市に大きな財政効果や施策の推進が見込まれる事業については、財政支出を妨げるものではありません。

(2) 対象外となる提案

本制度は、民間事業者のもつ経営的かつ戦略的視点による提案を求めるものであるため、次のいずれかに該当する提案は対象外となります。

- ①単に施設（事業）の廃止や未利用施設（土地を含む。）の購入のみを目的とする提案
- ②現行の委託事業を単に価格のみの優位性をもって受託しようとする提案
- ③民間事業者が実施することが適当でない事業（公的機関が実施することが法令等により義務付けられている事業等）を含む提案

6. 審査及び交渉権者の選定

(1) 資格審査

民間事業者が「4. (3)民間事業者の参加資格要件」を満たしているか審査を行います。審査の結果、要件等を満たしている提案を有効な提案と判断し、資格審査の結果及び提案審査の日程等を文書又は電子メールにて通知します。

(2) 提案審査

有効と判断された提案の内容について、本市が設置する提案審査会が、民間事業者のプレゼンテーション及びヒアリングにより、総合的に審査を行い、持続可能な自治体経営に資する実現性の高い提案を協議対象提案として選定し、協議対象提案を行った民間事業者を交渉権者とします。

協議対象提案としての選定は、市と事業化に向けた詳細協議を行うことを決定するものであり、事業を行うことを決定するものではありません。

提案審査会は、個別に非公開で行います。

提案審査会によるプレゼンテーション及びヒアリングに関する事項は、募集要項に定めます。

7. 審査結果の通知

提案審査の結果は、文書又は電子メールで通知し、本市ウェブサイトで公表します。

採用となった提案は、「提案名、提案者名、事業概要」、不採用となった提案は、「提案名」のみ公表します。

(1) その他

審査結果に対する問い合わせ及び異議等については一切応じません。

8. 提案審査会

(1) 委員構成・役割

- ① 提案審査会は、公共施設等の利活用や公共サービスの向上、業務効率化、財政負担の軽減、地域課題の解決に資するとともに、実現性の高い提案であるか審査し、選定事業を決定します。
- ② 提案審査会の委員構成等は、茂原市公共施設等マネジメント推進庁内委員会設置要綱第4条をもって組織します。

(2) 審査方法

提案審査会は、提案内容ごとに事業化に向けた詳細協議を行うべきか評価します。

(3) 詳細協議結果の承認・非承認の決定

提案審査会は、詳細協議の結果を受け随意契約の妥当性について承認・非承認を決定します。

9. 協定締結・詳細協議

(1) 協定の締結

本市と交渉権者は、提案事業の実施に向けた協議を進めるにあたり、双方の義務等を定めた協定を締結します。

協定の期間は原則1年以内とし、本市と交渉権者が協議により合意した場合は、期間の延長ができるものとします。

(2) 詳細協議

協定の締結後は、事業実施のための諸条件等、提案の事業化に向けた詳細協議を行います。

(3) 留意事項

- ① 詳細協議に係る費用は交渉権者の負担とします。
- ② 詳細協議の結果、双方が合意に至らなかった場合は、協定を解除し、交渉権者が協議に要した費用やリスク等について、本市は責任を負いません。
- ③ 事業概要や協議の結果は、必要に応じて市議会等への報告をする場合がありますが、交渉権者独自の知的財産等とみなされる情報については公表しません。

10. 契約締結・事業実施

(1) 契約の締結

本市と交渉権者は、詳細協議により双方が合意した場合、交渉権者を相手方とする提

案事業の実施に係る随意契約を締結します。

(2) 契約締結の時期

本市と交渉権者は、概ね次に定める時期に随意契約を締結します。

① 市議会の議決が必要な場合

議会の議決後、速やかに締結します。

② 予算措置が必要な場合

予算措置後、速やかに締結します。

③ ①又は②に該当しない場合

詳細協議による双方合意後、速やかに締結します。

(3) 事業実施

契約の締結後、事業者は信義に従って誠実に提案事業の遂行に努めるものとします。

11. その他

この運用指針に定めるもののほか、民間提案制度の実施に関し必要な事項は、別途募集要項において定めます。

附則

本指針は、令和6年10月1日から施行します。